平成２８年（フ）第９０４号
東京都板橋区前野町２丁目26番６―402号
破産者　赤坂りし江
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８７号
さいたま市南区南浦和３丁目48番15棟704号
破産者　徳沢日出夫
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１４号
埼玉県上尾市大字西門前269番地１　プチメゾン201、旧住所埼玉県北本市本宿２丁目63番地１　エーデルⅡ―201
破産者　日下　和美
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６７号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目３番６号　シャレード藤Ｔ―201号
破産者　冨岡　耕治
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６９号
北海道江別市新栄台３番地の９　栄街通りの家２号
破産者　石井　　実
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８９８号
札幌市東区北10条東15丁目２番３号　ＫＹハウス202号
破産者　多田　哲也
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５７号
北海道石狩市八幡４丁目166番地35
破産者　岩澤　芳子
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０１号
群馬県安中市秋間みのりが丘３番地45
破産者　渡部　桂一
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４３８号
神奈川県小田原市新屋117番地の10　ラルジュⅡ―104、前住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原211番地の５
破産者　渋谷　育己（旧姓和田）
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１４号
神奈川県小田原市早川２丁目16番地の４　ロネット早川　１―203
破産者　井上　千春
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６号
石川県野々市市新庄２丁目826番地　プリムローズＢ201号、従前の住所横浜市港北区小机町350番地３
破産者　山内　貴晶
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３号
岐阜県養老郡養老町高田687番地33　ゴールドエトワール101号
破産者　佐々木弘志
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
岐阜県養老郡養老町高田687番地33　ゴールドエトワール101号
破産者　佐々木千穂
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
岐阜県揖斐郡池田町池野550番地の７
破産者　エス花店こと　西脇　順次
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
岐阜県揖斐郡池田町池野550番地の７
破産者　西脇　淳子
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１９７号
名古屋市中区平和２丁目10番17号　ジュフク松本606号、従前の住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘１丁目14番26―402号　ヴィラ松ヶ丘
破産者　飯沼　征也
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０９号
東京都千代田区神田錦町１―11―２　ガラグランティ大手町402号、住民票上の住所兵庫県加古郡稲美町国岡809番地の11
破産者　徳丸康文こと　徳丸　康文
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２８号
広島市安芸区船越２丁目45番10―203号
破産者　吉尾　一寿
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４５号
広島市中区大手町５丁目15番４―904号
破産者　渡邉　　学
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部